SBI岡三アセットマネジメント

投資信託説明書（交付目論見書）	使用開始日 2025年8月7日

USショートデュレーション戦略ファンド／JPモルガン・ウルトラショート・インカムETF

追加型投信/海外/債券

ファンドは特化型運用を行います。

本書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。
ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

- **ファンドに関する投資信託説明書（請求目論見書）を含む詳細な情報は委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。**
- 本書には投資信託約款の主な内容が含まれておりますが、投資信託約款の全文は投資信託説明書（請求目論見書）に掲載されております。
- 投資信託説明書（請求目論見書）は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社から交付されます。ご請求された場合にはその旨をご自身で記録しておくようにして下さい。

委託会社 ファンドの運用の指図を行う者

ＳＢＩ岡三アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者登録番号:関東財務局長（金商）第370号

〈照会先〉

電話番号 03-3516-1300

（受付時間:営業日の午前9時～午後5時）

ホームページ https://www.sbiokasan-am.co.jp

受託会社 ファンドの財産の保管及び管理を行う者

みずほ信託銀行株式会社

商品分類			属性区分			
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ
追加型	海外	債券	その他資産（投資信託証券（債券　一般））	年2回	北米	なし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。
※商品分類及び属性区分の内容は一般社団法人投資信託協会のホームページ（https://www.toushin.or.jp/）でご覧頂けます。

〈委託会社の情報〉
設立年月日:1964年10月6日
資　本　金:1億円
運用する投資信託財産の合計純資産総額:16,690億円
（資本金、純資産総額は2025年2月末現在）

- **この目論見書により行うUSショートデュレーション戦略ファンド／JPモルガン・ウルトラショート・インカムETFの募集については、委託会社は金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2025年5月9日に関東財務局長に提出しており、その届出の効力は2025年5月10日に生じております。**
- ファンドの商品内容に関して重大な約款変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に投資者（受益者）の意向を確認いたします。
- ファンドの財産は受託会社により保管され、信託法に基づき分別管理されております。

信託終了（繰上償還）のお知らせ

ファンドにおいては、信託終了（繰上償還）を予定しております。詳細につきましては、13ページに掲載の、「追加的記載事項」をご覧ください。

ファンドの目的

安定した収益の確保と投資信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。

ファンドの特色

1 主として米ドル建ての証券ならびに短期金融商品等に投資し、インカムの獲得を目指します。

- 実際の運用はJPモルガン・ウルトラショート・インカムETF（以下、「ETF」といいます。）を通じて行います。
  <ETFの運用会社>J.P.モルガン・インベストメント・マネージメント・インク（米国法人）

J.P.モルガン・インベストメント・マネージメント・インク（米国法人）について

J.P.モルガン・インベストメント・マネージメント・インク（米国法人）は、J.P.モルガン・アセット・マネジメントの一員です。ニューヨークを拠点とし、世界各国・地域の運用技術や調査能力を活用し、資産運用を提供しています。

※J.P.モルガン・アセット・マネジメントは、JPモルガン・チェース・アンド・カンパニーおよび世界の関連会社の資産運用ビジネスのブランドです。

2 投資にあたっては、ソブリン債、地方債、社債（劣後債、私募債を含みます。）、資産担保証券、モーゲージ証券等の証券ならびにコマーシャルペーパーや譲渡性預金等の短期金融商品の中から、主に長期または短期の投資適格格付または同等の評価を有するものを投資対象とします。また、現先取引、先物取引等の投資を行うことがあります。

3 ポートフォリオの構築にあたっては、J.P.モルガン・アセット・マネジメント独自のクレジットリサーチを基に銘柄選択を行い、原則としてポートフォリオのデュレーションを1年未満とすることで金利変動リスクを抑制します。

デュレーションとは

デュレーションは、金利変動に伴う債券価格の変動性を示す指標として用いられ、一般的にこの値が大きい程、金利変動に伴う債券価格の変動リスクが大きくなります。また、対象債券のクーポンが同じであれば、残存期間が長いほどデュレーションは長くなります。

一般に、償還までの残存期間が短いほど、デュレーションは短くなります。
デュレーションが短いほど、金利が変化した場合の債券価格の変動は小さくなります。
(注)右図は金利、デュレーションと債券価格の関係を示したイメージ図です。

金利変化時のデュレーションと債券価格の関係

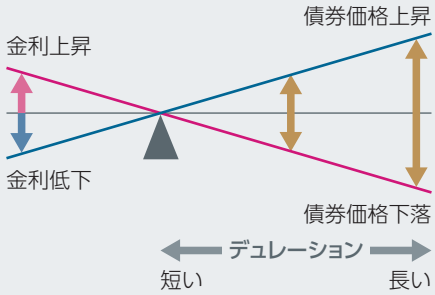

4 ETFの組入比率は高位を保つことを基本とします。

5 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

ファンドは特化型運用を行います。
特化型運用ファンドとは、投資対象に一般社団法人投資信託協会規則に定める寄与度※が10%を超える支配的な銘柄が存在し、または存在することとなる可能性が高いファンドをいいます。

※寄与度とは、投資対象候補銘柄の時価総額の合計額における一発行体当たりの時価総額が占める割合をいいます。

ファンドは、JPモルガン・ウルトラショート・インカムETFに限定して投資を行いますので、当該ETFの大幅な価格の下落などが生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。

●追加的記載事項

ETFの概要

J.P.モルガン・エクスチェンジ・トレーディッド・ファンド・トラスト －JPモルガン・ウルトラショート・インカムETF	
ファンドの形態	米ドル建/オープンエンド契約型外国投資信託/米国デラウェア州籍法定信託
運用会社	J.P.モルガン・インベストメント・マネージメント・インク（米国法人）
運用方針	投資元本のボラティリティを低く保ちつつ、当期利益をもたらすことを目指します。
投資態度	1. 主として米ドル建ての証券ならびに短期金融商品等への投資を行います。 2. 投資にあたっては、ソブリン債、地方債、社債（劣後債、私募債を含みます。）、資産担保証券、モーゲージ証券等の証券ならびにコマーシャルペーパーや譲渡性預金等の短期金融商品の中から、主に長期または短期の投資適格格付または同等の評価を有するものを投資対象とします。また、現先取引、先物取引等の投資を行うことがあります。 3. 独自のクレジットリサーチを基に銘柄選択を行い、原則としてポートフォリオのデュレーションを1年未満とします。
投資制限	1. 原則として、本件資産の80%以上を投資適格の米ドル建て短期の固定利付債券、可変利付債券および変動利付債券に投資します。本件資産とは、純資産に投資目的の借入金を加えたものです。 2. 原則として、本件資産の25%以上を銀行業の会社により発行された有価証券に投資します。
運用報酬	純資産総額×年率0.18%

●ファンドの仕組み

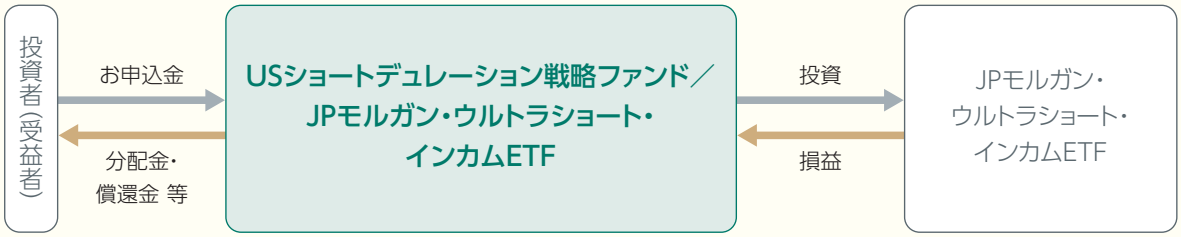

●主な投資制限

- 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には制限を設けません。
- 投資信託証券（上場投資信託証券等を除きます。）への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- JPモルガン・ウルトラショート・インカムETFの投資割合には、制限を設けません。

●分配方針

毎年2月9日および8月9日（それぞれ休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、原則として、以下の方針に基づき、収益分配を行います。

- 分配対象収益の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- 分配金額は、分配対象収益の範囲内で、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。

※委託会社の判断により、収益分配を行わないことがあります。
※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

基準価額の変動要因

投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
投資信託は預貯金と異なります。投資信託財産に生じた利益及び損失は、すべて投資者の皆さまに帰属します。
ファンドは、JPモルガン・ウルトラショート・インカムETF等値動きのある有価証券等に投資しますので、組入れた有価証券等の価格の下落等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資しますので、為替相場の変動により損失を被ることがあります。

●主な変動要因

銘柄集中リスク
ファンドは、JPモルガン・ウルトラショート・インカムETFを高位に組入れる特化型運用を行います。
そのため、当該ETFの価格が、以下の金利変動、為替変動および信用リスクの上昇等の要因により下落する場合には、ファンドの基準価額もその影響を受けて下落します。

金利変動リスク
金利は、経済環境や物価動向、金融政策、経済政策等を反映して変動します。一般に、金利が上昇した場合には債券の価格は下落し、金利が低下した場合には債券の価格は上昇します。

為替変動リスク
外貨建資産は、為替相場の変動により円換算額が変動します。投資対象通貨に対して円高は、外貨建資産の円換算額の減少により、ファンドの基準価額の下落要因となります。ファンドが投資するJPモルガン・ウルトラショート・インカムETFは米ドル建てのため、米ドルに対する円高の影響で、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

信用リスク
有価証券等の発行体の破綻や財務状況の悪化、および有価証券等の発行体の財務状況に関する外部評価の変化等の影響により、投資した有価証券等の価格が大きく下落することや、投資資金が回収不能となることがあります。

●その他の変動要因

流動性リスク

※基準価額の変動要因は上記のリスクに限定されるものではありません。

その他の留意点

- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- 投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関が取り扱う投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。
- ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金申込の受付が中止となる可能性、換金代金の支払が遅延する可能性があります。
- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があるため、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。また、投資者の購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

リスクの管理体制

委託会社では、リスク管理規程において、運用に関するリスク管理方針を定め、運用本部及び運用本部から独立した部署が、運用の指図について運用の基本方針や法令諸規則等に照らして適切かどうかのモニタリング・検証を通じて、運用リスクの管理を行っています。
委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。執行役員会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。

（参考情報）

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

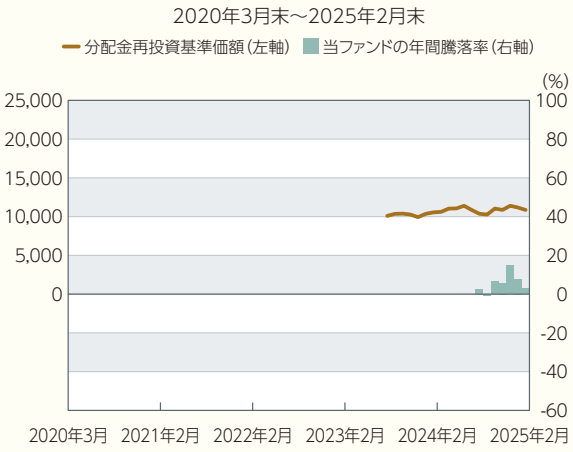

＊分配金再投資基準価額は、設定日前日を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。
分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算していますので、実際の基準価額と異なる場合があります。
＊年間騰落率は、2024年8月から2025年2月の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。
年間騰落率は、分配金再投資基準価額に基づいて計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産のリスクを定量的に比較できるように作成したものです。

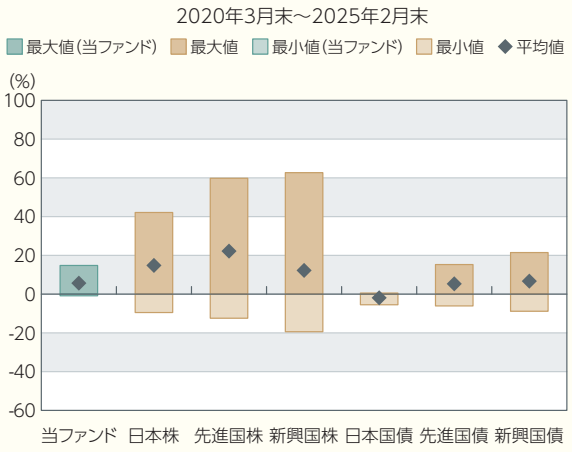

(%)	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	14.8	42.1	59.8	62.7	0.6	15.3	21.5
最小値	△ 0.9	△ 9.5	△ 12.4	△ 19.4	△ 5.5	△ 6.1	△ 8.8
平均値	5.7	14.8	22.2	12.2	△ 1.9	5.3	6.7

＊全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
＊2020年3月から2025年2月の5年間（当ファンドは2024年8月から2025年2月）の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
＊決算日に対応した数値とは異なります。
＊当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

各資産クラスの指数

日本株	東証株価指数（TOPIX）（配当込み）	東証株価指数（TOPIX）（配当込み）は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。
先進国株	MSCI-KOKUSAI インデックス（配当込み、円ベース）	MSCI-KOKUSAIインデックス（配当込み、円ベース）は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）	MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI国債	NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。
先進国債	FTSE 世界国債インデックス（除く日本、円ベース）	FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

（注）海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

2025年2月28日現在

●基準価額・純資産の推移

2023年8月15日～2025年2月28日

※基準価額は1万口当たり、信託報酬控除後の価額です。
※分配金再投資基準価額は、決算時の分配金を非課税で再投資したものとして計算しております。
※設定時から10年以上経過した場合は、直近10年分を記載しています。

●分配金の推移

2025年 2月	0円
2024年 8月	0円
2024年 2月	0円
-	-
-	-
設定来累計	0円

※上記分配金は1万口当たり、税引前です。

●主な資産の状況

資産配分

資産	純資産比率
投資信託受益証券	98.69%
その他資産	1.31%
合計	100.00%

組入上位銘柄　※組入銘柄は、上位10銘柄もしくは全銘柄を記載しています。

JPモルガン・ウルトラショート・インカムETFの状況

銘柄名	種別	利率	償還日	比率
JPMORGAN US GOVT MMKT FUN	マネーマーケットファンド	0.000%	—	9.7%
CHARLES SCHWAB CORP	コマーシャルペーパー	0.000%	2025/7/22	1.0%
FIRST ABU DHABI BK PJSC	コマーシャルペーパー	0.000%	2025/11/13	0.9%
UNITED 4.125% 10/26	米国債(米国財務省証券)	4.125%	2026/10/31	0.9%
TORONTO DOMINION BANK NY	譲渡性預金	4.500%	2025/10/1	0.8%
WELLS FARGO SECURITIES, L	債券貸借取引	5.140%	2025/3/5	0.8%
AUST & NZ BANKING GROUP	コマーシャルペーパー	0.000%	2025/11/25	0.8%
BANK OF NOVA FLT 06/25	譲渡性預金	4.670%	2025/6/4	0.7%
ATHENE 4.86% 08/26	社債	4.860%	2026/8/27	0.7%
NACN FRN 05MAR27	社債	0.000%	2027/3/5	0.6%

※比率は、JPモルガン・ウルトラショート・インカムETFの純資産総額に対する評価額の比率です。
※マネー・マーケット・ファンドを含みます。
※J.P.モルガン・アセット・マネジメントのウェブサイトのデータよりSBI岡三アセットマネジメントが作成しています。

●年間収益率の推移(暦年ベース)

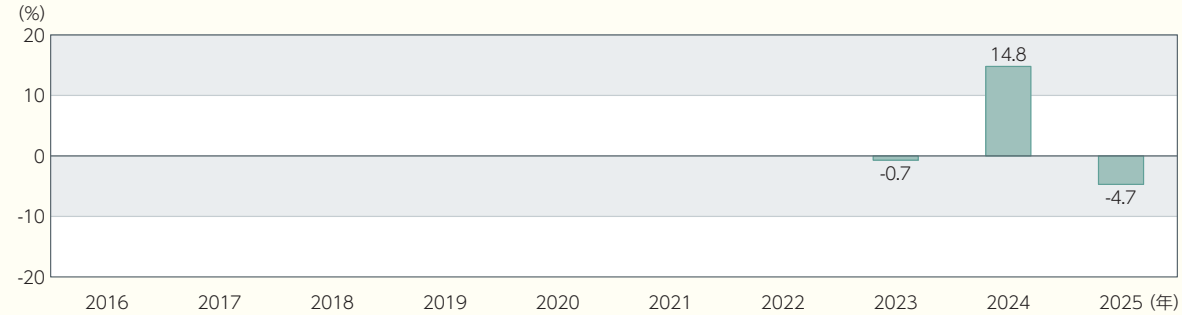

※ファンドにはベンチマークはありません。
※2023年はファンドの設定日から年末まで、2025年は年初から2月末までの収益率を示しています。
※ファンドの年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに算出しています。

過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。
最新の運用実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

お申込みメモ

購入時	**購入単位**	販売会社が定める単位 ※詳しくは販売会社にご確認下さい。
	購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
	購入代金	販売会社の定める期日までにお支払い下さい。 ※詳しくは販売会社にご確認下さい。
換金時	**換金単位**	販売会社が定める単位 ※詳しくは販売会社にご確認下さい。
	換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
	換金代金	換金申込受付日から起算して、原則として5営業日目から販売会社を通じてお支払いします。
お申込みについて	**申込締切時間**	原則として、購入・換金の申込みに係る、販売会社所定の事務手続きが午後3時30分までに完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。
	購入の申込期間	2025年5月10日から2025年11月11日まで* ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新する予定です。 *信託終了(繰上償還)することとなった場合、申込期間は2025年9月3日までとなります。
	換金制限	ありません。
	購入・換金申込不可日	以下に該当する日は、購入・換金申込の受付を行いません。 ・ニューヨークの取引所の休業日
	購入・換金申込受付の中止及び取消し	取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金申込の受付を中止することや、すでに受付けた購入・換金申込の受付を取消すことがあります。

その他	信託期間	2033年8月9日まで*(2023年8月15日設定) ただし、投資者に有利である場合等は、信託期間を延長することがあります。 *信託終了(繰上償還)することとなった場合、信託期間は2025年9月26日までとなります。
	繰上償還	投資信託財産の純資産総額が30億円を下回ることとなった場合、または投資対象とするETFが償還、もしくは上場廃止となるなど、やむを得ない事情が発生した場合等には繰上償還となることがあります。
	決算日	毎年2月9日および8月9日(休業日の場合は翌営業日)
	収益分配	年2回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。 「分配金再投資コース」の場合、収益分配金は、税金を差し引いた後、決算日の基準価額で再投資します。
	信託金の限度額	5,000億円
	公告	原則として、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。 https://www.sbiokasan-am.co.jp
	運用報告書	毎決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて交付します。
	課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。 ファンドは、NISAの対象ではありません。 配当控除および益金不算入制度の適用はありません。 ※上記は、2025年2月末現在の情報に基づくものです。税法が改正された場合等には、内容が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用				
購入時手数料	購入金額(購入価額×購入口数)に、販売会社が独自に定める購入時手数料率を乗じて得た額 **購入時手数料率の上限は、3.3%(税抜3.0%)です。** 購入時手数料率は変更となる場合があります。 詳しくは販売会社にご確認下さい。			ファンドの商品説明および販売事務手続き等の対価として販売会社に支払われます。
信託財産留保額	**ありません。**			
投資者が信託財産で間接的に負担する費用				
運用管理費用(信託報酬)	ファンド	**純資産総額×年率0.3476%(税抜0.316%)**		
		配分 委託会社	年率0.18%(税抜)	委託した資金の運用の対価です。
		配分 販売会社	年率0.12%(税抜)	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価です。
		配分 受託会社	年率0.016%(税抜)	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。
	投資対象とするETF	JPモルガン・ウルトラショート・インカムETF 純資産総額×年率0.18%		
	実質的な負担	**純資産総額×年率0.5276%程度** 実質的な負担とは、ファンドが投資対象とするETFの信託報酬を含めた報酬です。なお、実質的な運用管理費用(信託報酬)は目安であり、ETFの実際の組入比率により変動します。		
その他費用・手数料	監査費用:純資産総額×年率0.0132%(税抜0.012%) 有価証券等の売買に係る売買委託手数料、投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、海外における資産の保管等に要する費用、受託会社の立替えた立替金の利息、借入金の利息等を投資信託財産でご負担いただきます。また、投資対象とするETFに係る前記の費用等を間接的にご負担いただきます。 ※運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を示すことはできません。			

※運用管理費用(信託報酬)、監査費用は日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のときに投資信託財産から支払われます。その他費用・手数料(監査費用を除きます。)はその都度、投資信託財産から支払われます。

※ファンドに係る手数料等につきましては、運用状況等により変動する費用があることから、事前に合計金額もしくはその上限額またはこれらの計算方法を示すことはできません。なお、上場投資信託証券は市場の需給により価格形成されるため、上場投資信託証券の費用は表示しておりません。

ご購入からご換金までの費用のイメージ

購入時手数料	運用管理費用(信託報酬) その他費用・手数料	信託財産留保額
販売会社に 直接お支払いする費用	投資信託財産から 間接的に負担する費用	ありません

税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
※法人の場合は上記とは異なります。
※税金に関する記載は、2025年2月末現在の情報に基づくものです。税法が改正された場合には変更になることがあります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

(参考情報)ファンドの総経費率

直近の運用報告書対象期間(2024年8月10日～2025年2月10日)の総経費率(年率)

総経費率(①+②)	運用管理費用の比率①	その他費用の比率②
0.92%	0.35%	0.57%

※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除きます。)を対象期間中の平均受益権口数に対象期間中の平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した総経費率(年率)です。
※その他費用の比率は、投資先ファンドが支払った費用を含みます。
※ファンドの費用と投資先ファンドの費用は、計上された期間が異なる場合があります。
※上記の前提条件で算出されたもので、これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。
※詳細につきましては直近の運用報告書(全体版)をご覧ください。

●追加的記載事項

信託終了(繰上償還)の予定について

ファンドにおいては、2025年9月26日をもって信託終了(繰上償還)を予定しております。繰上償還が成立した場合、申込期間は2025年9月3日までとなります。ご購入の際には、以下の内容をご理解のうえお申込みいただきますようお願い申し上げます。

1. 繰上償還の理由

ファンドは、投資信託財産の純資産総額が投資信託約款の繰上償還に関する規定に定める30億円を下回る状態が継続しており、また残高の大幅な増加も見込みにくいと推測されます。

弊社といたしましては、投資信託契約を解約し、受益者の皆さまからお預かりした運用資産をお返しすることが受益者の皆さまにとって有利であると判断し、信託終了(繰上償還)の手続きを実施するものです。

2. 繰上償還の手続きおよび日程

議決権口数の確定	2025年8月8日
書面による議決権の行使期間	2025年8月8日から2025年9月1日まで
書面による決議の日	2025年9月2日
信託終了(繰上償還)予定日	2025年9月26日

この書面による決議は、2025年8月8日現在の受益者を対象とし、2025年8月8日現在の受益者の議決権の3分の2以上の賛成により可決されます。本決議が否決された場合は、本手続きによる繰上償還を行いません。

なお、2025年8月7日以降にファンドをお申込みされた受益者につきましては、議決権を行使することはできません。

SBI 岡三アセットマネジメント